

藤沢市庁舎整備基金条例の一部改正について
藤沢市庁舎整備基金条例の一部を次のように改正する。

2014年(平成26年)12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市庁舎整備基金条例の一部を改正する条例
藤沢市庁舎整備基金条例(昭和54年藤沢市条例第17号)の一部を次のように
改正する。

題名を次のように改める。

藤沢市公共施設整備基金条例

第1条中「庁舎整備を」を「庁舎,教育施設その他公用又は公共用に供する施設
(以下「公共施設」という。)の整備を」に,「庁舎整備基金」を「公共施設整備
基金」に改める。

第5条中「庁舎整備」を「公共施設の整備」に改める。

附 則

この条例は,公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは,庁舎整備基金の処分の目的を追加するため所要の改正
をする必要による。